

大阪市システム標準化全体調整プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立していくことを目指し、本市におけるシステムの標準化を全庁的な取り組みとして計画的かつ効果的に推進するため、各区局間の情報共有を図るとともに、標準化関連業務に関する課題の検討、業務改革を含めた業務の見直し及び、連携した進捗管理を行う上で、必要な事項を定めることを目的として、大阪市システム標準化全体調整プロジェクトチーム（以下「標準化調整PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 標準化調整PTの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第2条第1項の規定に基づき標準化対象事務を定めた「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」で定める事務
- (2) (1)に関連する別表1に掲げる情報システムに関する事務

(組織)

第3条 標準化調整PTは、調整プロジェクトリーダー及び調整プロジェクトメンバーで組織する。

- 2 調整プロジェクトリーダーは、デジタル統括室基盤担当部長をもって充てる。
- 3 調整プロジェクトメンバーは、調整プロジェクトリーダーが必要とするメンバーで構成する。
- 4 調整プロジェクトリーダーは、標準化調整PTを招集し、主宰する。
- 5 第3項に規定する者は、標準化調整PTの所掌事務の円滑かつ効果的な処理が図られるよう相互に連携しなければならない。
- 6 調整プロジェクトメンバーは、標準化調整PTで決定された事項等の内容について、随時所属内に報告を行う。

(推進体制)

第4条 標準化調整PTは標準化に係る各システム横断的な共通事項を検討するため、「大阪市標準準拠システム共通連携ワーキンググループ」を設置する。

- 2 標準化調整PTは標準化対象業務毎の課題について検討するため、「大阪市標準準拠システム移行プロジェクトチーム」を設置する。

- 3 第2項に規定するプロジェクトチームは各業務における標準化について検討するため、必要に応じて同プロジェクトチーム内に「大阪市標準準拠システム移行ワーキンググループ」を設置する。
- 4 標準化調整PTは「大阪市基幹系システム統合基盤」及び「大阪市証明書等コンビニ交付システム」を利用するシステム間の連絡調整を行うため「大阪市標準準拠システム連絡調整ワーキンググループ」を設置する。

(大阪市標準準拠システム共通連携ワーキンググループ)

第5条 第2条に定める所掌事務のうち、各システムを横断する共通的な課題対応を行うため、標準化調整PTに大阪市標準準拠システム共通連携ワーキンググループ(以下、「共通連携WG」という。)を置く。

- 2 共通連携WGは、連携ワーキンググループリーダー及び連携ワーキンググループメンバーで組織する。
- 3 連携ワーキンググループリーダーは、調整プロジェクトリーダーが指名する。
- 4 連携ワーキンググループリーダーは、共通連携WGを招集し、主宰する。
- 5 連携ワーキンググループメンバーは、連携ワーキンググループリーダーが必要とするメンバーで構成する。
- 6 共通連携WGは、共通連携WGで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的に標準化調整PTに報告する。

(大阪市標準準拠システム移行プロジェクトチーム)

第6条 第2条に定める所掌事務のうち、当該情報システムの標準化・共通化を検討し、標準準拠システムに移行するために、別表2に定めるところにより、標準化調整PTに大阪市標準準拠システム移行プロジェクトチーム(以下、「システム移行PT」という。)を置く。

- 2 システム移行PTは、移行プロジェクトリーダー及び移行プロジェクトメンバーで組織する。
- 3 移行プロジェクトリーダーは、第2条第2項に関する事務を所管する当該局等の部長、担当部長その他これらに相当する職にある者をもって充てる。
- 4 移行プロジェクトリーダーは、システム移行PTを招集し、主宰する。
- 5 移行プロジェクトメンバーは、移行プロジェクトリーダーが必要とするメンバーで構成する。なお、必要に応じて各システム移行PTにデジタル統括室も参画する。
- 6 各システム移行PTは、システム移行PTで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的に標準化調整PTに報告する。

(大阪市標準準拠システム移行ワーキンググループ)

第7条 第6条第1項において、標準仕様に合わせた業務の見直し及び業務設計の構築を行うため、システム移行P Tに対象業務の大阪市標準準拠システム移行ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)を置く。

- 2 ワーキンググループは、ワーキンググループリーダー及びワーキンググループメンバーで構成する。
- 3 ワーキンググループリーダーは、第2条第1項に関する事務を所管する当該局等の課長、担当課長、主幹その他これらに相当する職にある者の中から各移行プロジェクトリーダーが指名する。
- 4 各システム移行P Tは、ワーキンググループの設置後、体制について標準化調整P Tに報告をする。
- 5 ワーキンググループリーダーは、ワーキンググループを招集し、主宰する。
- 6 ワーキングメンバーは、ワーキンググループリーダーが必要とするメンバー(業務所管局、区役所等)で構成する。なお、必要に応じて各ワーキンググループにデジタル統括室も参画する。
- 7 ワーキンググループリーダーは、ワーキンググループで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的にシステム移行P Tに情報共有する。

(大阪市標準準拠システム連絡調整ワーキンググループ)

第8条 第2条に定める所掌事務のうち、「大阪市基幹系システム統合基盤」及び「大阪市証明書等コンビニ交付システム」を利用するシステム間の連絡調整を行うため、標準化調整P Tに大阪市標準準拠システム連絡調整ワーキンググループ(以下、「連絡調整WG」という。)を置く。

- 2 連絡調整WGは、調整ワーキンググループリーダー及び調整ワーキンググループメンバーで組織する。
- 3 調整ワーキンググループリーダーは、調整プロジェクトリーダーが指名する。
- 4 調整ワーキンググループリーダーは、連絡調整WGを招集し、主宰する。
- 5 調整ワーキンググループメンバーは、調整ワーキンググループリーダーが必要とするメンバーで構成する。
- 6 連絡調整WGは、連絡調整WGで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的に標準化調整P Tに報告する。

(庶務)

第9条 標準化調整P T、共通連携WG及び連絡調整WGの庶務は、デジタル統

括室において処理する。

- 2 各システム移行PT及び各ワーキンググループの庶務は、移行プロジェクトリーダー及びワーキンググループリーダーが在籍する局等が行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 大阪市標準準拠システム移行推進プロジェクトチーム設置要綱（令和5年4月1日施行）は、廃止する。

(別表1) (第2条関係)

	情報システム名
1	税務事務システム
2	国民健康保険等システム
3	介護保険システム
4	総合福祉システム
5	就学システム
6	校園ネットワーク業務システム
7	基幹系システム統合基盤

(別表2) (第6条関係)

	P Tの名称	対象業務
1	税務事務システム移行P T	固定資産税、個人市民税、法人住民税、 軽自動車税
2	国民健康保険等システム移行 P T	国民健康保険、国民年金、後期高齢者 医療（資格・収納）
3	介護保険システム移行P T	介護保険
4	総合福祉システム移行P T	障がい者福祉、児童手当、生活保護、 児童扶養手当、子ども子育て支援、健 康管理（母子保健関係）
5	教育委員会事務局関係システ ム移行P T	就学（学齢簿編成等・就学援助）